

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から63年3月まで
② 平成4年4月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

平成元年3月に美容院を開店させるに当たり、母から年金の納付は商売をやっていく以上必要であると言われ、20歳から未納になっていた8年分の保険料を母がまとめて納めてくれたと聞いている。

また、平成4年4月の保険料だけを納め忘れた記憶は無い。

申立期間が国民年金の未加入期間及び保険料の未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、申立期間を除き、昭和63年4月分以降の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、当該期間は1か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みであることから、納付意識の高い申立人が当該期間の保険料を納付したと考えても不自然さは無い。

2 しかしながら、申立期間①のうち、昭和55年4月から62年3月までの期間については、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、被保険者となった日が当該期間後の同年4月1日と記載されており、A市役所（現在は、B市C区役所）作成の国民年金被保険者名簿の資格取得日と一致する

ことなどから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができない。

また、申立期間①のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、申立期間後の平成 2 年 5 月頃に払い出されたことが推認でき、当該払出時点で過年度納付可能な当該期間直後の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間の保険料が遡って納付されたと考えられ、当該払出時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和35年10月31日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月29日から同年11月4日まで
② 昭和35年10月31日から同年11月11日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、B社に勤務した期間のうちの申立期間①、及びA社に勤務した期間のうちの申立期間②がいずれも、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間当時の給与明細書を所持しているので、調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和35年10月31日から同年11月1日までの期間について、当時、A社において社会保険事務を担当していた元従業員は、「当時の給与締切日は毎月25日であった。」と証言している。

一方、申立人はA社に勤務していた当時のものであるとする昭和35年11月分の給料明細表において、同年10月26日以降の食費が控除されていることがうかがえることから、申立人は、同年10月31日までA社に勤務していたことが認められる。

また、同じく申立人が所持する昭和35年10月分の給料明細表には、社会保険料額が記載されていることが確認できる。

さらに、上記社会保険料額は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額1万円に基づく厚生年金保険料及び健康保険

料（いずれも被保険者負担分）の合計額と一致している上、申立人が所持する昭和 35 年 9 月分以前の給料明細表の状況から、同社は、社会保険料については当月控除であったことがうかがえることから、当該社会保険料は、昭和 35 年 10 月の厚生年金保険料が含まれていると認められる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 35 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給料明細表の保険料控除額から、1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は既に亡くなっており確認できないが、事業主が資格喪失日を昭和 35 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 35 年 11 月 1 日から同年 11 月 11 日までの期間については、A 社は、C 県 D 市に所在していたところ、申立人に係る住民票から、申立人は、同年 11 月 1 日に E 県 F 市の住民となったことが確認できることから、申立人は当該期間において、A 社に勤務していたものと認めることができない。

- 2 申立期間①について、厚生年金保険法第 14 条及び同法 19 条において、事業所を退職した翌日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日とし、被保険者期間を計算する場合にはこの資格喪失日の前月までを被保険者期間に算入すると規定されている。これらの規定により、昭和 33 年 10 月を被保険者期間とするには、申立人が少なくとも昭和 33 年 10 月 31 日以降まで B 社に在職し、退職日の翌日である資格喪失日を同年 11 月 1 日以降としなければならない。

しかしながら、B 社の元事業主は、「当時の資料が保管されていないため、申立人の勤務実態は不明である。」と証言している上、申立人が当時の同僚としてその氏名を記憶している 2 人はいずれも、「申立人が退職した時期については不明である。」と回答している。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間①において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員 35 人のうち所在が確認できた 15 人に照会したところ、8 人から回答を得られ

たが、このうちの3人は、「申立人を知っているが、申立人が退職した時期については不明である。」と回答している上、残りの5人はいずれも、「申立人のことを覚えていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人が所持するB社における昭和27年5月分から33年10月分までの給与金支給明細表に記載されている給与計算期間及び総日数から、申立人の同社における退職日は申立期間①前であることが推認できる。

加えて、B社の元事業主は、「当時の資料が保管されていないため、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除は不明である。」と証言しているものの、同社は、給与から申立人に係る厚生年金保険の資格を取得した月から資格を喪失した月までの1か月多い77か月の厚生年金保険料を誤って控除したと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和33年10月の厚生年金保険料を事業主により同年10月分給与から控除されていることが確認できるが、申立期間①において、申立人は同社に使用された者であったと言えないことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成11年1月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が59万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成11年10月1日から14年10月1日までの期間の標準報酬月額については、11年10月から12年8月までは41万円、同年9月から同年11月までは47万円、同年12月は44万円、13年1月から同年3月までは47万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月は47万円、同年7月から同年9月までは41万円、同年10月は50万円、同年11月から14年9月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月1日から14年10月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額となっていることが判明した。

申立期間当時の給料明細書を所持しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成11年1月1日から同年10月1日までの期間について、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同年4月2日付けで、同年1月1日に遡って随時改定が行われ、28万円に引き下げられたことが確認できる。

また、オンライン記録において、平成11年4月2日時点で、A社で厚生

年金保険に加入していたことが確認できる従業員 16 人（申立人を除く。）の標準報酬月額を調査したところ、2 人については申立人と同様に、同年 4 月 2 日付けで同年 1 月 1 日に遡って随時改定が行われ、標準報酬月額は 38 万円から 28 万円及び 38 万円から 32 万円にそれぞれ引き下げられたことが確認できる上、同年 4 月 2 日付けで 10 年 1 月 1 日に遡って随時改定が行われた被保険者がこのほかに 6 人おり、3 人が 59 万円から、2 人が 28 万円から、1 人が 53 万円からそれぞれ 9 万 2,000 円に引き下げられたことが確認できる。

さらに、A社の現在の事業主は、「申立期間当時の会社の経営状況は厳しかった。」と証言していることから、同社は申立期間において社会保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 11 年 4 月 2 日付けで行われた標準報酬月額の随時改定は、事実在即したものととは考え難く、申立人について同年 1 月 1 日に遡って減額処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間のうち、同年 1 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 11 年 10 月 1 日）で 28 万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立期間のうち、平成 11 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日までの期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、平成 12 年 10 月分から 13 年 5 月分まで、同年 7 月分及び同年 11 月分の給料明細書を所持しており、当該明細書によれば、12 年 10 月から 13 年 5 月までの期間、同年 7 月及び同年 11 月において、申立人に対しては、毎月約 41 万円ないし約 63 万円の給与が支給され、標準報酬月額 47 万円ないし 50 万円に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

一方、申立人は、平成 11 年 11 月分から 12 年 9 月分まで、13 年 6 月分、同年 8 月分から同年 10 月分まで及び同年 12 月分から 14 年 10 月分までの給料明細書を所持しておらず、各期間中に、申立人に対して支給された給与額

及び厚生年金保険料控除額については確認できないが、オンライン記録では、給料明細書を所持している期間の標準報酬月額が 28 万円となっているにもかかわらず、上記のとおり総支給額及び厚生年金保険料となっていることを合わせて考えれば、各期間についても、少なくとも標準報酬月額 41 万円相当の給与が支給され、同額程度の厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、平成 11 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給料明細書において確認又は推認できる保険料控除額又は支給額から、11 年 10 月から 12 年 8 月までは 41 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 47 万円、同年 12 月は 44 万円、13 年 1 月から同年 3 月までは 47 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 41 万円、同年 6 月は 47 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 41 万円、同年 10 月は 50 万円、同年 11 月から 14 年 9 月までは 41 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料明細書において確認又は推認できる報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、実際の報酬月額を届け出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を51万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月13日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

私は、申立期間に係る賞与支給明細書を保管しており、申立期間においてA社（現在は、B社）から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが明らかなので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人は、平成19年9月3日にC社（事業所整理記号*）に係る厚生年金保険被保険者資格（被保険者整理番号*番）を喪失し、同日にA社（事業所整理記号*）に係る被保険者資格（被保険者整理番号*番）を再取得したことが確認できる。B社は、申立人の申立期間に係る賞与支払届について、「再取得後の被保険者整理番号（*番）ではなく、従前の被保険者整理番号（*番）により届け出た。」と回答しているところ、オンライン記録から、申立人が被保険者資格を再取得したA社（*）は、申立期間に係る賞与の届出において、従前の被保険者整理番号で届け出たことが確認できるが、申立人の申立期間に係る標準賞与額は確認できない。

しかしながら、本来の被保険者整理番号とは異なる番号によって、賞与支払届が提出された場合の事務処理について、申立てに係る事業所を管轄するD年金事務所は、「①氏名、生年月日等から本人の被保険者整理番号の確認を行う。②事業所に対して、該当者が見当たらず、処理できないことから、確認の上、再度の提出を求める文書を送付又は電話により連絡をする。③その結果、整理番号が特定できた場合は、処理を行う。」旨回答していることから、社会保険

事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、申立人の再取得後の被保険者整理番号によって記録すべきであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における賞与支払届に係る社会保険事務所の事務処理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人の主張する平成20年6月13日の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行っていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、事業主が届け出た申立期間に係る標準賞与額及び申立人が所持する賞与支給明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、51万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成10年6月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額については、59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月1日から同年9月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、記憶している報酬額と相違していることが分かった。

私は、申立期間当時、A事業所で常務理事を務めており、理事の報酬額は理事会評議員会で決議されていたが、私の報酬額を減額する決議が行われたことは無いので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年6月1日から同年8月1日までの期間について、A事業所の事業を承継したB社が保管する申立人に係る平成10年7月分及び同年8月分の給与明細書において、標準報酬月額59万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこと

から、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成10年8月1日から同年9月1日までの期間については、申立期間当時のA事業所の元総務部長は、「給与締切日は月末であり、保険料は翌月控除だった。職員が退職する際は末日で退職してもらい、最後の月の給与から2か月分の保険料を控除していた。」と証言しているものの、B社が保管する申立人に係る平成10年8月分給与明細書において、申立人の給与から控除された厚生年金保険料額は1か月分の保険料額と同額であり、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できないことから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 1 日から 40 年 3 月 27 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

脱退手当金の制度は知っていたが、脱退手当金を請求し、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 12 か月後の昭和 41 年 4 月 12 日に支給決定されたこととなっている上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人に係る健康保険の整理番号の前後各 50 番までの女性脱退手当金受給資格者 32 人について調査したところ、支給記録がある被保険者は 2 人のみであることが確認できることから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日直前の被保険者期間がその計算の基礎とされずに未請求となっているところ、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている 2 回の被保険者期間のうち、申立期間のみについて請求し、支給決定日直前の被保険者期間についての請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月1日から27年4月1日まで
② 昭和34年8月1日から35年9月30日まで

A社在職中に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

その後、『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間は脱退手当金支給済期間となっていた。

脱退手当金の制度は知っていたが、請求し受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と申立期間②の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている3回の被保険者期間のうち2回の被保険者期間のみを請求し、当該未請求期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたことになっている時期には、既に国民年金に加入していた上、脱退手当金が支給されたことになっている昭和36年3月30日直後の同年4月4日には厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するということは不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 24 日から同年 11 月 15 日まで
② 昭和 33 年 9 月 1 日から 35 年 10 月 6 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 36 年 6 月 10 日に支給決定されたこととなっている上、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人に係る健康保険の整理番号の前後各 50 番までの女性脱退手当金受給資格者のうち、回答が得られた 9 人から、事業主による代理請求をうかがわせるような証言は無かったことから、申立人の脱退手当金についても、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①より後の 2 回の被保険者期間及び申立期間②より後で、支給決定日前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらずに未請求となっているところ、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている 5 回の被保険者期間のうち、2 回の被保険者期間のみについて請求し、その他の被保険者期間についての請求を失念するとは考

え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月1日から22年10月30日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていたことが分かった。

脱退手当金の制度を知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年2月2日に再交付された厚生年金保険被保険者証を所持しているところ、当該被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示は無い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされずに未請求となっているところ、同一の事業所であり、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている2回の被保険者期間のうち、申立期間のみについて請求し、申立期間前の被保険者期間についての請求を失念するとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、A事業所（1回目）の資格喪失日は昭和21年6月1日と記載されているが、同事業所に係る健康保険労働者年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は同年4月1日と記載されており、被保険者台帳の資格喪失日は申立人の同事業所における2回目の資格取得日（21年5月1日）より後であるなど、申立人に係る記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立人に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月14日から40年10月6日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となることが分かった。

私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前のA社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているところ、申立人は、「同社勤務時に厚生年金保険に加入していたことを知っていた。」としており、申立人が脱退手当金の請求時に同社に係る被保険者期間について失念するとは考え難い。

また、脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の昭和40年10月6日から約3か月後の41年1月18日に支給決定されているが、申立人は、「B社退職後も仕事を続けるつもりだった。」としており、事実、同年4月13日に厚生年金保険の被保険者となっている上、当該被保険者期間は、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号と同一であることから、申立人は、申立期間を被保険者期間として認識していたことがうかがえ、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人は、B社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和40年10月6日から国民年金に加入し、保険料を現年度納付していたことが確認できる。

加えて、申立期間当時、B社の社会保険事務を担当していたとする元従業員は、「従業員に対し脱退手当金の説明をした記憶は無く、会社が従業員に代わって脱退手当金の請求手続をしていた記憶も無い。」旨証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社には、昭和49年3月31日まで在籍し、同年4月1日付けでC社（現在は、D社）へ異動となったので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和49年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和49年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立てどおりの資格喪失に係る届出を行ったかは不明であり、申立期間の保険料を納付したかも不明である。」旨回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことか

ら、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

新潟国民年金 事案 1309 (事案 427 及び 990 の再々申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月から 51 年 3 月まで

私が再申立てを行い、年金記録の訂正はできないとの判断が行われた後、申立期間当時の現金出納帳と A 組合 B 支店の夫名義の普通預金通帳が見つかった。通帳には昭和 53 年 11 月 30 日に 100 万円を出金した記録があり、現金出納帳の同年 11 月のページには「年金 72 万円」と記載されている。これらの記載は申立期間の保険料を特例納付したことを示すものであるので再々申立てを行う。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立人から提出された確定申告書の写しによれば、昭和 53 年分、54 年分及び 55 年分の確定申告書には、当該年度の国民年金保険料額よりも多い金額が記載されているため、申立期間前後の特例納付保険料分及び過年度保険料分を分割して納付していると推認できる上、分割した額の合計は、申立人が一括して納付したとする金額とかなりの差異があることを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、これに対する再申立てについては、申立人は、保険料を納付したことを示す資料として、A 組合 B 支店の申立人の夫名義の普通預金口座取引明細表を提出し、昭和 53 年 7 月 13 日に 71 万円から支払ったと主張したが、特殊台帳により分割納付が確認できる納付年月日と大きく相違しているなど、当該出金記録が申立人の主張する保険料納付を示すものとは考え難い上、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 4 月 1 日付けで年

金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 これに対して申立人は、申立期間の保険料を特例納付したことを示す資料として、新たに昭和 53 年 11 月 30 日に 100 万円を出金した記録のある夫名義の預金通帳及び同年 11 月のページに「年金 72 万円」と記載されている現金出納帳を提出したが、当該現金出納帳には入金についての記載が無く、申立人の夫は、現金出納帳には営んでいた事業に係る支払予定額及び支払実績額を記載したと説明していること、当該現金出納帳の「年金 72 万円」との記載がある同年 53 年 11 月のページには、支出予定額の記載はあるものの、支出実績額の記載は無いことなどから、当該預金通帳に出金記録がある 100 万円が申立てに係る特例納付保険料に充てられたことが明らかでなく、これらの資料により、申立人が申立期間の保険料を特例納付したとは認められない。

また、先に提出された申立人の夫の昭和 53 年分から 55 年分までの確定申告書（控）に記載されている国民年金支払保険料額は、申立人の特殊台帳に記載されている第 3 回特例納付により 48 か月分を昭和 53 年 12 月から 55 年 6 月までの間に 6 回に分けて納付した保険料額、申立期間直後の 51 年 4 月から 53 年 3 月までの保険料を 53 年 7 月に過年度納付した保険料額、及び申立人と夫がそれぞれ年内に納付した現年度保険料額の合計額に一致していることから、申立人が申立期間の保険料を特例納付により一括納付したとは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が申請免除期間となっていた。改めて、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

A市に転居した当初は保険料を納付していなかったが、母から注意されて納付するようしてきた。社会保険事務所（当時）に相談しながら、時効で納付できなくなった期間以外については過年度納付し、申請免除期間については追納した。

申立期間が申請免除期間のままになっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を前納した翌年の3月に申請免除となっていた申立期間の保険料を追納したと主張しているが、オンライン記録により、平成12年度分の保険料が平成12年4月に前納された後の13年3月に保険料が追納された申請免除期間は、申立期間より前の5年4月から6年3月までの期間であることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成4年7月から6年3月までの申請免除期間については、追納申込みが行われたことが確認できるものの、申立期間についての追納申込みは確認できず、追納保険料の納付書が発行されたとは考えにくい。

さらに、申立人が追納を行ったとする時期は平成9年以降であり、年金記録管理事務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤

り等が生じる可能性が低くなった頃である。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年8月までの期間及び同年11月から47年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年1月から44年8月まで
② 昭和44年11月から47年9月まで

私は、60歳になることからA社会保険事務所（当時）で納付記録を調べてもらったところ、2年間遡って納めた記録は無く、2か月間特例納付した記録があるとの説明を受けた。記憶と相違することから、改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

私は、昭和44年7月頃に父と一緒にB町役場（現在は、C市役所D支所）へ行き、国民年金の加入手続を行った。父が2年分の保険料を遡って納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年7月頃に父親が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得日欄には、申立期間後の昭和47年10月1日と記載されており、特殊台帳及びB町役場作成の国民年金被保険者名簿に記載されている資格取得日と一致することなどから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができない。

また、申立人は、父親と一緒にB町役場へ行き、国民年金の加入手続を行ったとしているものの、加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

さらに、申立人は、現在所持する国民年金手帳のほかに別の手帳を所持していたかについては不明であるとしており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 1 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで
② 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 2 月 16 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、記憶している報酬額と相違していることが分かった。

私は、申立期間①及び②当時、A社の代表取締役を務めていたが、当該期間中に自身の報酬額を下げたことは無いので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録により、申立期間①の標準報酬月額は、当初 59 万円とされていたところ、平成 11 年 5 月 11 日付けで、10 年 1 月 1 日に遡って随時改定が行われ、15 万円に引き下げられたことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿から、申立人は、申立期間①及び②当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の元従業員は、「会社が解散した平成 12 年 2 月 16 日の 1 年程度前から、社会保険料の滞納があったと思う。厚生年金保険料の納付を社会保険事務所（当時）から猶予してもらっていると社長が話していたのを聞いたことがある。」と証言しているところ、B税理士事務所が保管する同社に係る総勘定元帳（預り金）には、11 年 3 月 10 日に同年 1 月分の社会保険料の内金として 12 万円を納付した記載があり、C信用組合が保管する同社に係る当座預金取引履歴から、同年 3 月 11 日に小切手により、上記内金と同額の 12 万円が出金されたことが確認できる。

さらに、申立人は、「代表取締役印は私が保管していた。」と証言している上、

上記A社の社会保険事務を担当していた元従業員及び事務補助を行っていた元従業員はいずれも、「代表取締役印は社長のみが押印できた。」と証言している。

以上のことから、上記の訂正処理を、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、社会保険事務所が行ったものとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っていた元代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間①における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②について、上記の訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成11年10月1日）で15万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、上記の総勘定元帳から、申立人が当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、当該事業所の代表取締役であることから、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 17 日から 39 年 6 月 7 日まで
年金裁定請求の際、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間は脱退手当金支給済期間であることが分かった。その後、『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間は脱退手当金支給済期間となっていた。
脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、その支給対象期間について、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 39 年 7 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後各 3 年以内に被保険者資格を喪失した脱退手当金受給資格者 4 人について調査したところ、支給記録がある被保険者は 2 人であることが確認でき、いずれも資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定されたことが確認できる上、2 人のうちの 1 人は、「事務担当者から脱退手当金について説明があり、事務担当者に脱退手当金の請求手続を依頼した。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 2 日から 32 年 12 月 21 日まで
② 昭和 34 年 9 月 21 日から 37 年 7 月 10 日まで

「『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間であることが分かった。

私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、昭和 37 年 8 月 7 日に社会保険庁(当時)から脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)に対し、脱退手当金の算定に必要となる標準報酬月額等を回答したことが記録されているとともに、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の同年 10 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、被保険者整理番号が申立人の前後各 50 番以内の被保険者のうち、申立人の資格喪失日の前後 3 年以内に資格喪失した脱退手当金受給資格者 46 人について調査したところ、21 人に脱退手当金の支給記録があることが確認できる上、連絡先が判明した 6 人のうちの 2 人は、「脱退手当金を受け取った。請求手続は会社が代行してくれた。」旨証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで
② 昭和 32 年 12 月 25 日から 33 年 5 月 21 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間であることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は通算年金制度創設前の昭和 34 年 3 月 20 日に支給決定されており、申立期間②の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 12 月 13 日から 35 年 3 月 13 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、昭和 35 年 10 月 1 日に社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に対し、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を回答したことが記録されているなど、一連の事務処理には不自然さはいかたがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後各 5 ページの脱退手当金受給資格者 107 人について調査したところ、支給記録がある被保険者は 61 人で、このうちの 41 人は資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されたことが確認できる上、照会することのできた受給者のうちの 2 人は、「退職時に会社から脱退手当金の説明があり、会社から脱退手当金を請求してもらった。」と証言しているとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から31年5月29日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間であることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、昭和36年3月17日に社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に対し、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を回答したことが記録されている。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5年後の昭和36年6月3日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難いが、申立人は、「結婚式を挙げたのは昭和36年5月*日で、その2か月ないし3か月前には挙式日が決まっていた。」としており、挙式日が上記回答日（同年3月17日）及び支給決定日（同年6月3日）と近接していることを踏まえると、脱退手当金が請求されていることに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 19 日
② 平成 16 年 5 月 14 日
③ 平成 16 年 12 月 7 日

平成 22 年 8 月から企業年金が支給されることになったが、勤めていた A 社から、厚生年金保険の被保険者記録に疑義があるとの連絡があった。

その後、年金事務所に出向いて、自身の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A 社から支給された平成 15 年 12 月分賞与 2 万円（支給日:同年 12 月 19 日）、16 年 5 月分賞与 10 万円（支給日:同年 5 月 14 日）及び同年 12 月分賞与 12 万円（支給日:同年 12 月 7 日）に係る記録が無いことが分かった。

所持する給与支給明細書（平成 15 年 3 月分賞与、16 年 5 月分賞与及び同年 12 月分賞与）の写しにおいて、間違いなく賞与が支給されていることが確認できるので、調査の上、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の標準賞与額は、申立期間①は 2 万円、申立期間②は 10 万円、申立期間③は 12 万円と記録されているが、当該標準賞与額に係る記録はいずれも、保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 3 月に届出がされていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはなっていない。

申立人は、申立期間に係る給与支給明細書を所持しているところ、当該明細書において、申立人に対しては、平成 15 年 12 月分賞与として 2 万円、16 年 5 月分賞与として 10 万円、同年 12 月分賞与として 12 万円がそれぞれ支給さ

れたことが確認できるが、いずれの明細書においても、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できない上、A社は、「申立人の賞与から、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、A社はB厚生年金基金に加入しているところ、当該基金には、申立人の申立期間に係る賞与の記録が確認できるが、同社は、「申立期間当時における社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金への届出書式は複写式ではなかった。」と回答しており、同社では厚生年金保険に係る届出書と厚生年金基金に係る届出書の作成を別々に行っていたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③についてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 28 日から 39 年 10 月 11 日まで
② 昭和 39 年 10 月 20 日から 44 年 12 月 28 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間であることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和45年1月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、被保険者整理番号が申立人の前後各50番以内の被保険者のうち、申立人の資格喪失日の前後3年以内に資格喪失した脱退手当金受給資格者25人について調査したところ、9人に脱退手当金の支給記録があることが確認でき、連絡先が判明した7人のうちの2人は、「会社から脱退手当金に関する説明があった。」、「退職時に会社の事務室に呼ばれて、事務員から脱退手当金の説明を受け脱退手当金を請求する旨を聞いた。」と証言していることから、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が否定できない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月9日から28年5月11日まで
② 昭和28年5月11日から31年6月28日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間であることが分かった。

私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年7月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人について記載されているページ及びその後の11ページに記載されている脱退手当金受給資格者47人について調査したところ、38人に脱退手当金の支給記録があることが確認でき、その連絡先が判明した5人のうちの3人は、「脱退手当金を受け取った。請求手続は会社が代行してくれた。」旨証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1483 (事案 286 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 21 日から 36 年 4 月 1 日まで
② 昭和 36 年 4 月 10 日から 38 年 8 月 1 日まで

年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないという回答を受け取った。

その後、申立期間②当時の元同僚から、事業主が脱退手当金の代理請求をしたのは結婚退職する従業員のみについてであったとの話を聞いた。私は、結婚のために退職したのではないので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間②のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、脱退手当金受給資格者 13 人について調査したところ、支給記録がある被保険者は 4 人であることが確認でき、これらの脱退手当金受給者は、「A社から退職時に脱退手当金の制度について説明があり、代理請求により受給した。」と証言していること、申立人の同社に係る被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 11 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、脱退手当金を受給していないとする新たな事情として、申立期間②当時の同僚から、事業主が脱退手当金の代理請求をしたのは、

結婚退職する従業員のみについてであったと聞いており、自身は結婚のために退職したのではないと主張している。

しかしながら、当該元同僚は、「申立人の主張するようなことを話した記憶は無く、当時のA社は、結婚退職者に限らず、中途退職者には脱退手当金について説明し、受給の希望の有無を聞かれていたと思う。」と証言している。

また、申立期間②当時のA社の元労務担当者二人も、「脱退手当金の説明は、退職理由を問わず退職する女性従業員全員に行われており、受給を希望する従業員については、会社が代理請求を行っていた。」と証言していることから、当該申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年2月23日から26年3月16日まで
② 昭和26年3月17日から30年2月27日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

当時は脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和30年4月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、被保険者整理番号が申立人の前後各50番以内の被保険者のうち、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した脱退手当金受給資格者21人について調査したところ、18人に脱退手当金の支給記録があることが確認できる。オンライン記録から、このうちの14人の脱退手当金はいずれも、資格喪失日から6か月以内に支給決定されたことが確認できる上、この14人のうちの3人は、「請求手続を事業所に代行してもらった。」と証言しており、同社の後継企業であるC社も、「当時は、退職する従業員に係る脱退手当金の請求手続を代行しており、申立人についても、代行したと考えられる。」旨回答していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。